

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 4 年度第 3 回滋賀県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 4 年 8 月 5 日 (金) 12 時 18 分 ~ 14 時 55 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員 (定数 3 人) 平井建志 石井利江子 佐野洋史 労働者代表委員 (定数 3 人) 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 (定数 3 人) 石田秀幸 水野 透 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、三原賃金調査員</p>
主要議題	滋賀県最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>1 労使各側委員の主張概要 労側委員の主張 基本的には、昨日の提示と変わりはないが、使側が目安で合意(全会一致)とするならば、労側も検討する余地がある。 再考後、使側が目安で全会一致とならないのであれば、公益の見解が目安を提示されるなら、尊重したい。ただし、附帯決議を付した専門部会報告とすること。 使側委員の主張 使側としては、「目安額」自体納得していない。本日のBランクの他県の結審結果は、使用者側全員反対が多いはずであり、これが使用者側の意思表示だと受け取ってほしい。体力のない中小・零細企業は「最低賃金を上げれば、均衡を保つためにその他の従業員の賃金のベースアップが必要となるが、実現できない。」 使用者側としては、全会一致を前提としても目安答申の引上率に基づく金額を超える提示はできない。労側の提示額のロジックが成り立たない以上、使側としてはこれ以上の提示はできない。 ただし、今後の労使関係を続けるためにも、労側と意見が一致している部分の附帯決議を付した専門部会報告をお願いする。</p> <p>2 公益委員の考え方 目安を参考に滋賀県の経済状況等を見て金額を決定することとなるが、現在の滋賀県の経済状況から見て、目安にプラスする要素は見られない。</p>

3 専門部会報告について

使用者側は目安額自体に反対し、最後まで労使の意見の隔たりが埋まらず採決を行い、賛成多数で目安と同額の31円引上げの報告をすることとなった。

また、公労使の合意があったため、中小企業・小規模事業者支援の附帯決議を付することとなった。